盛岡広域振興局長告示第77号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和８年10月30日

盛岡広域振興局長　小野寺　宏　和

１（１）　名称　盛岡市日戸特定猟具使用禁止区域

（２）　区域　市道上米内芋田線と市道日戸柴沢線との交差点の北東にある電話ケーブル発電所線77号柱から93号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

（３）　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（４）　使用を禁止する特定猟具　銃器

２（１）　名称　滝沢市加賀内特定猟具使用禁止区域

（２）　区域　滝沢市地内の市道一本木幹線と東北自動車道との交点を起点とし、起点から市道一本木幹線を南東に進み市道第５砂込線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（３）　存続期間　令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（４）　使用を禁止する特定猟具　銃器